

様式第17号（第20条関係）

ひたちなか市指令第5537号

許 可 証

住 所 水戸市
小吹町2053番地の62
氏 名 有限会社スズキクリーンサービス
代表取締役 鈴木 利和

令和3年7月8日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	水戸市小吹町2053番地の62 有限会社スズキクリーンサービス
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬及び処分の別	収集・運搬（保管行為を除く）
処 分 の 場 所	ひたちなか・東海クリーンセンター
営 業 の 区 域	ひたちなか市
処 分 料 金	市で定める処理手数料
営業許可期間	令和3年8月16日から令和5年8月15日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか、市長の指示に従うこと。

令和3年8月2日

ひたちなか市長 大 谷 明

